

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市、五條市及び田原本町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成三十一年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

五條市

田原本町

二 調査を行った期間

天理市 平成二十八年六月十六日から平成二十九年八月二十八日まで

五條市北山町 平成二十八年六月十五日から平成二十九年七月十八日まで

五條市南阿田町 平成二十八年六月十五日から平成二十九年八月九日まで

五條市野原中一丁目、野原中二丁目及び野原中五丁目 平成二十七年二月二十七日

から平成二十九年八月十四日まで

田原本町 平成二十八年五月二十七日から平成二十九年九月二十一日まで

三 成果の名称

天理市九条町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市北山町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市南阿田町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市野原中一丁目、野原中二丁目及び野原中五丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

田原本町（大字多の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市九条町の一部の地域

五條市北山町の一部の地域

五條市南阿田町の一部の地域

五條市野原中一丁目、野原中二丁目及び野原中五丁目の各一部の地域

磯城郡田原本町大字多の一部の地域

五 認証年月日

平成三十一年一月二十八日